

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月27日（平成28年（行個）諮問第68号）

答申日：平成29年11月20日（平成29年度（行個）答申第131号）

事件名：本人に対する遺族補償給付の支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が平成27年特定月日付けで私に対して遺族補償給付支給決定をなした件で特定労働基準監督署において作成された「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」（添付資料すべて含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月4日付け福岡個開第182号により、福岡労働局長（以下「福岡労働局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁は、部分開示、換言すれば、一部を不開示とした理由として、開示請求に係る保有個人情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイにそれぞれ該当することを挙げている。しかし、この処分庁の不開示処分は、法14条が保有個人情報について原則として開示義務があることを規定した趣旨に照らして、不開示にした部分が広きに失する違法がある。

とりわけ、処分庁は、開示請求の対象である「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の調査対象となった被災労働者が従事した労働時間に関する情報を一切不開示としているが、当該労働時間を開示したとしても、処分庁が不開示理由として挙げている上記各条項に抵触するとはおよそ考えがたい。審査請求人は、本件情報開示を受けて被災労働者の使用

者に対して安全配慮義務違反の損害賠償請求の資料とする目的を有するものであるが、処分庁が肝心の情報である被災労働者の労働時間に関する情報を一切開示しないため、その目的の大半が失われている。このような事態は、法が原則として保有個人情報を開示することとしている趣旨を著しく没却するものである。

本件開示請求と同趣旨の請求は、広く行われているところであるが、これに対して被災労働者の労働時間に関する情報を一切開示しなかった例は、寡聞にして聞き及んだこともなく、処分庁の本件不開示処分は極めて異例のものであると思われる。かかる不開示は違法とされるべきであり、速やかに不開示処分を取り消されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年11月5日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署長が平成27年特定月日付けで請求者に対して遺族補償給付支給決定をなした件で特定労働基準監督署において作成された「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」（添付資料すべて含む）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成27年12月4日付け福岡個開第182号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年1月29日付け（同年2月2日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署長が平成27年特定月日付けで請求者に対して遺族補償給付支給決定をなした件で特定労働基準監督署において作成された精神障害の業務起因性判断のための調査復命書（添付書類を含む）である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、

4の①, 8の①, 9の①, 10の①, 11の①, 12の①, 13の①, 14の①, 15の①, 16の①, 17の①, 18の①, 19, 20, 21, 22, 24の①, 25の①, 26の①, 29, 31の①及び33の①の不開示部分は, 請求者以外の氏名, 印影など, 請求者以外の個人に関する情報であって, 請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため, 当該情報は, 法14条2号本文に該当し, かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号1の①, 3の②, 8の②, 9の②, 10の②, 11の②, 12の②, 13の②, 14の②, 15の②, 16の②, 17の②, 18の②, 25の②, 26の②, 31の②及び32の②の不開示部分は, 特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり, 請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には, 被聴取者等が, 不当な干渉を受けることが懸念され, 請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため, 当該情報は, 法14条2号本文に該当し, かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号27の不開示部分は, 特定事業場等の印影である。印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状のものであることから, これらの情報が開示された場合には, 偽造により悪用されるおそれがある等, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号1の②, 1の③, 2の②, 4の②及び24の②の不開示部分は, 特定事業場の業務内容に関する情報等であり, 当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため, 仮にこれらの情報が開示された場合には, 当該事業場が, 当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維

持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号口の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、24の③及び25の③の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、25の②、26の②、31の②及び33の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、1の③、2の②、3の①、4の②、24の②、24の③及び25の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償

行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年4月27日付け厚生労働省発基0427第1号により諮問した平成28年（行個）諮問第68号に係る諮問庁理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、理由説明書の別表について修正を行う。

- (1) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①について、再度検討した結果、当該部分は、法14条各号に規定する不開示情報に該当しないため、追加して新たに開示することとする。

このため、理由説明書の文書番号3に係る部分を以下のとおり修正する。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

b 「3の②」を「3」に修正。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

「3の①」を削除。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 「3の②」を「3」に修正。

b 「3の①」を削除。

- (2) 上記(1)を受け、理由説明書の別表についても以下のとおり修正し、併せて誤謬があった部分についても追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）（別表省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年4月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月26日 | 審議 |
| ④ 平成29年8月3日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年10月20日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年11月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が平成27年特定月日付けで私に対して遺族補償給付支給決定をなした件で特定労働基準監督署において作成された「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」（添付資料すべて含む）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号33に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番4及び通番7について

当該部分は、審査請求人以外の被聴取者の属性及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、下記イで開示すべきとする部分から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番9について

当該部分は、審査請求人以外の被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日及び年齢であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている部分から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番44について

当該部分は、諮問庁が新たに開示するとする部分から推認できる内容であり、文書の標題並びに照会及び回答文書の宛て先等にすぎず、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番1について

通番1のうち7頁の「請求人の申述」欄3行目及び4行目は、審査請求人以外の被聴取者の属性及び当該被聴取者の申述内容であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、下記オで開示すべきとする部分と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、通番1のうち18頁の「事業場以外における当該労働者との相関図」欄の不開示部分は、同号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、被災労働者の父親である審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。さらに、これらを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番6、通番10、通番30のうち2頁「2 勤務状況等について」欄9行目25文字目ないし最終文字、10行目22文字目ないし30文字目、12行目7文字目ないし44文字目、13行目7文字目ないし19文字目、14行目5文字目ないし18文字目、3頁の3行目、5行目、8行目、11行目数字部分、13行目9文字目ないし11文字目、15行目、16行目1文字目ないし11文字目、1

7行目1文字目ないし11文字目，14文字目ないし17文字目，18行目，20行目7文字目ないし9文字目及び22行目ないし25行目並びに通番46の5頁の上部右側の不開示部分について

通番6，通番10並びに通番30のうち2頁「2 勤務状況等について」欄9行目25文字目ないし最終文字，10行目22文字目ないし30文字目，12行目7文字目ないし44文字目，13行目7文字目ないし19文字目，14行目5文字目ないし18文字目，3頁の3行目，5行目，8行目，11行目数字部分，13行目9文字目ないし11文字目，15行目，16行目1文字目ないし11文字目，17行目1文字目ないし11文字目，14文字目ないし17文字目，18行目，20行目7文字目ないし9文字目及び22行目ないし25行目は，聴取書等の内容の一部であり，通番46の5頁の上部右側の不開示部分は，特定労働基準監督署が意見照会を行った医師の電話番号であり，それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，原処分で開示されている内容又は諮問庁が新たに開示するとする部分から推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められることから，同号ただし書イに該当すると認められる。また，これらを開示しても，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

カ 通番30のうち2頁ないし5頁の各頁右下の押印部分，通番46の3頁の不開示部分及び4頁の不開示部分のうち2段目並びに通番46の5頁の「添付書類」欄の不開示部分について

通番30のうち2頁ないし5頁の各頁右下の押印部分は，特定労働基準監督署の受付印であり，通番46の3頁の不開示部分及び4頁の不開示部分のうち2段目は，特定労働基準監督署に対する医師の事務的な見解であり，通番46の5頁の「添付書類」欄の不開示部分は，書類の一般的名称であり，いずれも法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。また，これらを開示しても，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く不開示部分）について
ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番 4, 通番 7, 通番 11, 通番 13, 通番 15, 通番 17, 通番 19, 通番 21, 通番 23, 通番 25, 通番 27, 通番 38 及び通番 41 について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分にあたり聴取した審査請求人以外の第三者の住所、氏名、職業、生年月日、年齢、被災労働者との間柄、署名及び印影等であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 29 及び通番 31 ないし通番 35 について

当該部分は、事業主の署名及び印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 44 について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の現住所、氏名及び保険番号であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 45 及び通番 47 について

当該部分は、医師等の署名及び印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の

個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1, 通番6, 通番10, 通番12, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20及び通番48について

a 当該部分のうち、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分当たり聴取した審査請求人以外の第三者の職業、間柄、署名及び印影は、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した事項及び内容、審査請求人以外の第三者から提出された資料並びに地方労災委員協議会精神障害専門部会から福岡労働局長宛て提出された報告書に記載された当該事案に関する意見であり、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番30, 通番39, 通番42及び通番46について

通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番39及び通番42は、審査請求人以外の第三者から聴取した事項及び内容であり、

通番30は、特定事業主としての本件労災事案に関する認識等であり、通番46は、医師の本件労災事案に関する具体的な意見等であり、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、上記(ア) bと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について
通番43について

当該部分は、特定国民健康保険組合の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番2、通番3、通番5、通番8及び通番36について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が特定事業場から聴取した内容、関係事業場名及び労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場から提出された資料又は関係事業場からの聴取内容等であり、上記イ(ア) bと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番37及び通番40について

当該部分は、関係事業場から労働基準監督署に提出された資料であり、上記イ(ア) bと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分

を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報該当性 (法14条)				5 開示すべき部分
文書番号	文書名			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	<p>① 1頁の「事案の概要（認定した事実）」欄4行目11文字目ないし20文字目，9行目18文字目ないし最終文字，10行目1文字目ないし3文字目，13行目2文字目ないし最終文字，14行目1文字目及び2文字目</p> <p>2頁の「事案の概要（認定した事実）」欄4行目11文字目ないし20文字目，9行目18文字目ないし最終文字，10行目1文字目ないし3文字目，13行目2文字目ないし最終文字及び14行目1文字目</p> <p>3頁（2）の1行目30文字目ないし33文字目，18行目2文字目ないし21行目3文字目，22行目2文字目ないし23行目3文字目及び23行目19文字目ないし25行目31文字目</p>	○			○	7頁の「請求人の申述」欄3行目及び4行目 18頁の「事業場以外における当該労働者との相関図」欄の不開示部分

		<p>4 頁の 3 行目 2 文字目ないし 4 0 文字目及び 1 3 行目 1 9 文字目ないし 1 4 行目 3 9 文字目</p> <p>5 頁の「具体的出来事」欄 1 段目 3 行目 1 文字目ないし 4 行目 1 1 文字目, 6 行目 3 4 文字目ないし 9 行目 3 0 文字目及び 2 段目 4 行目 1 8 文字目ないし 5 行目最終文字</p> <p>6 頁の不開示部分</p> <p>7 頁の不開示部分</p> <p>8 頁の不開示部分</p> <p>1 0 の頁不開示部分</p> <p>1 1 頁の不開示部分 (「認定事実」欄 2 0 行目 3 7 文字目ないし最終文字, 2 2 行目 2 文字目ないし 4 4 文字目, 2 3 行目 1 9 文字目ないし 2 1 文字目及び③に掲げる部分を除く。)</p> <p>1 2 頁の不開示部分</p> <p>1 3 頁の不開示部分 (「認定事実」欄 2 行目 2 3 文字目ないし 4 5 文字目を除く。)</p> <p>1 4 頁の不開示部分 (「認定事実」欄 1 行目 3 6 文字目ないし 2 行目最終文字及び 4 行目 2 7 文字目ないし 5 行目最終文字を除く。)</p> <p>1 8 頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の不</p>				
--	--	---	--	--	--	--

			<p>開示部分（「受付」の部分を除く。）及び「事業場以外における当該労働者との相関図」欄の開示部分</p> <p>19頁の「（１）労働時間推計の基本的な考え方」1行目16文字目ないし4行目28文字目，「（３）出社及び退社時刻」2行目1文字目ないし14文字目，2行目36文字目ないし5行目34文字目，8行目1文字目ないし16行目最終文字及び「（４）休憩時間」1行目41文字目ないし4行目13文字目</p>					
		2	②1頁及び2頁の「労働者数」欄の記載		○		○	なし
		3	③11頁の「認定事実」欄24行目1文字目ないし25行目最終文字		○		○	なし
2	資料一覧①	4	①1頁の7行目ないし20行目の不開示部分及び30行目ないし32行目の不開示部分	○				1頁の7行目の不開示部分
		5	②29行目の不開示部分（6文字目ないし11文字目を除く。）		○		○	なし
3	平均賃金・特別給与に係る調査復命書	6	24頁の6行目2文字目ないし21文字目，8行目1文字目ないし9行目最終文字，10行目2文字目ないし23文字目及び12行目1文字目ないし14行目最終文字	○			○	24頁の6行目4文字目ないし21文字目，8行目1文字目ないし9行目6文

								字目， 2 3 文字目ない し 最終文 字， 1 0 行 目 2 文字目 ないし 2 3 文字目及び 1 2 行目 1 文字目ない し 1 4 行目 1 6 文字目
4	資料一 覧②	7	① 1 頁の 7 行目ないし 2 0 行目の不開示部分及び 3 0 行目ないし 3 2 行目 の不開示部分	○				1 頁の 7 行 目の不開示 部分
		8	② 2 9 行目の不開示部分 (6 文字目ないし 1 1 文 字目を除く。)		○		○	なし
5	死体検 案書	—	なし	—	—	—	—	—
6	聴取書 等①	—	なし	—	—	—	—	—
7	申立書	—	なし	—	—	—	—	—
8	聴取書 等②	9	① 2 頁の 2 行目 3 文字目 ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文 字， 4 行目 3 文字目ない し最終文字， 5 行目 7 文 字目， 8 文字目， 1 0 文 字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 7 文字目及び 1 8 文字目	○				全て
		1 0	② 2 頁の 8 行目ないし 7 頁 1 2 行目 (項番を除 く。)	○			○	2 頁の 8 行 目ないし 3 頁の 8 行目
9	聴取書 等③	1 1	① 1 頁の 2 行目 3 文字目 ないし 1 4 文字目， 3 行	○				なし

			目 3 文字目ないし 1 6 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 7 文字目及び 1 8 文字目					
		1 2	② 1 頁の 8 行目ないし 6 頁 1 5 行目 (項番を除く。) 及び 7 頁ないし 9 頁の不開示部分	○			○	なし
1 0	面接顛 末書等 ①	1 3	① 1 頁及び 2 頁の「照会先職名氏名」欄の記載並びに 1 頁署名印影部分	○				なし
		1 4	② 上記①及び年月日の記載を除く不開示部分全て	○			○	なし
1 1	聴取書 等②	1 5	① 2 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目及び 6 行目 1 2 文字目ないし 1 7 文字目 1 0 頁の「照会先職名氏名」欄の記載及び署名押印部分 1 1 頁の「照会先職名氏名」欄の記載及び署名押印部分	○				なし
		1 6	② 2 頁の 8 行目ないし 8 頁 2 2 行目の不開示部分 (項番を除く。) 1 0 頁及び 1 1 頁の不開示部分 (上記①に掲げる	○			○	なし

			部分を除く。)				
1 2	聴取書 等③	1	① 2頁の2行目3文字目	○			なし
		7	ないし最終文字, 3行目 3文字目ないし最終文 字, 4行目3文字目ない し最終文字, 5行目7文 字目, 8文字目, 10文 字目, 12文字目, 13 文字目, 15文字目, 1 6文字目及び6行目11 文字目ないし15文字目				
		1 8	② 2頁の8行目ないし3 頁12行目 4頁の2行目3文字目な いし最終文字, 3行目1 文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最 終文字, 5行目1文字目 ないし最終文字, 6行目 3文字目ないし最終文 字, 7行目3文字目ない し最終文字及び8行目3 文字目ないし最終文字	○		○	なし
1 3	聴取書 等④	1	① 1頁の2行目3文字目	○			なし
		9	ないし最終文字, 3行目 3文字目ないし最終文 字, 4行目3文字目ない し最終文字, 5行目7文 字目, 8文字目, 10文 字目, 12文字目, 13 文字目, 15文字目, 1 6文字目及び6行目11 文字目ないし15文字目 4頁の「照会先職名氏 名」欄の記載 9頁の署名押印部分				
		2	② 1頁の8行目ないし2	○		○	なし

		0	頁10行目の不開示部分 (項番を除く。) 3頁不開示部分全て 4頁ないし9頁の不開示 部分(上記①に掲げる部 分及び9頁の日付の記載 を除く。)					
1 4	面 接 顛 末 書 等 ②	2 1	① 2頁の「照会先職名氏 名」欄の記載及び署名押 印部分	○				なし
		2 2	② 2頁の不開示部分全て (上記①に掲げる部分を 除く。)	○			○	なし
1 5	電 話 照 会 顛 末 ①	2 3	① 2頁の「照会先職名氏 名」欄の記載	○				なし
		2 4	② 2頁の不開示部分全て (上記①に掲げる部分を 除く。)	○			○	なし
1 6	面 接 顛 末 書 等 ②	2 5	① 2頁の「照会先職名氏 名」欄の記載及び署名押 印部分	○				なし
		2 6	② 2頁の不開示部分全て (上記①に掲げる部分を 除く。)	○			○	なし
1 7	電 話 照 会 顛 末 ②	2 7	① 2頁の「照会先職名氏 名」欄の記載	○				なし
		2 8	② 2頁及び3頁の不開示 部分全て(上記①に掲げ る部分を除く。)	○			○	なし
1 8	報 告 書	2 9	① 2頁の事業主氏名及び 印影部分	○				なし
		3 0	② 2頁「1 労災請求に 至った理由・請求に対す る意見等について具体的 に記載してください。」 欄の記載事項 「2 勤務状況等につい	○			○	2 頁「2 勤務状況等 について」 欄9行目2 5文字目な いし最終文

		<p>て」欄 7 行目， 9 行目 1 1 文字目， 1 3 文字目， 1 4 文字目， 2 5 文字目 ないし最終文字， 1 0 行 目 1 1 文字目， 1 2 文字 目， 1 3 文字目と 1 4 文 字目の間， 2 2 文字目以 降， 1 1 行目， 1 2 行目 7 文字目ないし 4 4 文字 目， 1 3 行目 7 文字目な いし 1 9 文字目， 1 4 行 目 5 文字目ないし 1 8 文 字目及び 1 6 行目</p> <p>3 頁 3 行目， 5 行目， 8 行目， 1 1 行目 数字部 分， 1 3 行目 9 文字目な いし 1 1 文字目， 1 5 行 目， 1 6 行目 1 文字目な いし 1 1 文字目， 1 7 行 目 1 文字目ないし 1 1 文 字目， 1 4 文字目ないし 1 7 文字目， 1 8 行目， 2 0 行目 7 文字目ないし 9 文字目及び 2 2 行目な いし 2 5 行目</p> <p>4 頁 2 行目 9 文字目ない し 1 3 文字目， 1 8 文字 目ないし 2 2 文字目， 3 行目 7 文字目ないし 9 文 字目， 4 行目 6 文字目な いし 2 7 文字目， 5 行目 9 文字目と 1 0 文字目の 間， 1 0 文字目ないし 1 1 文字目， 1 3 文字目な いし 1 8 文字目， 6 行目 7 文字目ないし 9 文字 目， 7 行目 6 文字目ない</p>					<p>字， 1 0 行 目 2 2 文字 目ないし 3 0 文字目， 1 2 行目 7 文字目ない し 4 4 文字 目， 1 3 行 目 7 文字目 ないし 1 9 文字目， 1 4 行目 5 文 字目ないし 1 8 文字 目， 3 頁の 3 行目， 5 行目， 8 行 目， 1 1 行 目 数字部 分， 1 3 行 目 9 文字目 ないし 1 1 文字目， 1 5 行目， 1 6 行目 1 文 字目ないし 1 1 文字 目， 1 7 行 目 1 文字目 ないし 1 1 文字目， 1 4 文字目な いし 1 7 文 字目， 1 8 行目， 2 0 行目 7 文字 目ないし 9</p>
--	--	---	--	--	--	--	--

			し 2 8 文字目, 1 0 行 目, 1 3 行目ないし 2 0 行目, 2 4 行目及び 2 6 行目ないし 2 8 行目 5 頁 3 行目ないし 7 行 目, 9 行目ないし 1 5 行 目, 1 7 行目及び 1 8 行 目					文字目及び 2 2 行目な いし 2 5 行 目 2 頁ないし 5 頁の各頁 右下の押印 部分
1 9	健康診 断個人 票	3 1	2 頁及び 3 頁の印影部分	○				なし
2 0	賃金台 帳	3 2	2 頁, 3 頁及び 5 頁の印 影部分	○				なし
2 1	出勤簿	3 3	2 頁, 3 頁及び 5 頁の印 影部分	○				なし
2 2	労働者 名簿等	3 4	2 頁及び 3 頁の印影部分	○				なし
2 3	組織図	—	なし	—	—	—	—	—
2 4	就業規 則等	3 5	① 2 頁の印影部分	○				なし
		3 6	② 8 頁の不開示部分 9 頁の不開示部分 2 2 頁の不開示部分（上 部回覧欄及び提出先を除 く。） 2 3 頁の照会先名, 「1. 照会したい事業場 名」及び「2. 照会事 項」の記載部分		○		○	なし
		3 7	③ 1 1 頁ないし 2 1 頁の 不開示部分全て（1 1 頁 及び 1 3 頁ないし 2 1 頁 の「警備情報一覧」の記 載を除く。）			○	○	なし
2 5	電話照 会顛末	3 8	① 2 頁の「照会先職名氏 名」欄の記載	○				なし

	③		3 頁の「照会先」欄の記載					
		3 9	② 2 頁及び 3 頁の不開示部分（上記①に掲げる部分を除く。）	○			○	なし
		4 0	③ 4 頁及び 5 頁の不開示部分			○	○	なし
2 6	面接 顛末書等 ③	4 1	① 3 頁の署名押印部分	○				なし
		4 2	② 2 頁及び 3 頁の不開示部分（上記①に掲げる部分を除く。）	○			○	なし
2 7	診療歴 の照会 について（回 答）	4 3	2 頁の印影部分		○			なし
2 8	照会に 対する 回答に ついて	—	なし	—	—	—	—	—
2 9	住民票 照会の 回答	4 4	不開示部分全て	○				2 頁及び 4 頁の 1 段目, 2 段目及び 4 段目 3 頁の 1 行目ないし 3 行目及び 4 1 行目ないし 4 4 行目
3 0	登記事 項照会 の回答	—	なし	—	—	—	—	—
3 1	意見書 の提出 につい て	4 5	① 2 頁及び 4 頁の印影部分	○				なし
		4 6	② 3 頁の不開示部分 4 頁の不開示部分（上記	○			○	3 頁の不開示部分及び

			①に掲げる部分を除く。) 5頁の不開示部分(提出期限欄の「平成年月日」の記載を除く。)					4頁の不開示部分のうち2段目 5頁の上部右側の不開示部分及び「添付書類」欄
3 2	面接顛末書等④	—	なし	—	—	—	—	—
3 3	精神障害専門部会による医学的見解	4 7	① 2頁の署名印影部分	○				なし
		4 8	② 3頁の9行目12文字目ないし19文字目及び10行目30文字目ないし12行目最終文字 4頁の4行目28文字目ないし6行目12文字目, 12行目29文字目ないし14行目最終文字及び24行目24文字目ないし26行目3文字目 5頁の3行目2文字目ないし4行目最終文字及び14行目1文字目ないし15行目25文字目	○			○	なし